

平成 23 年 11 月 28 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会
会長 猪狩 庸祐

(仮称) みなとみらい 21 中央地区 67 街区開発事業に係る
調査審議について (答申)

平成23年11月17日環創環評第269号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称) みなとみらい 21 中央地区 67 街区開発事業 (以下「本事業」という。) は、三井不動産株式会社 (以下「事業者」という。) が、西区高島一丁目 1 番 20 (以下「計画地」という。) に、高さ約 148m (最高高さ約 153m)、延床面積約 90,200 m²、敷地面積約 7,800 m²の建築物 (業務・商業・文化施設、駐車場) を建設するものである。

計画地は、みなとみらい 21 中央地区に位置する。当該地区は「みなとみらい 21 街づくり基本協定」及び「みなとみらい 21 中央地区地区計画」で環境への配慮を含んだ街づくりの基本的な考え方が示されており、計画的な街づくりが進められている。

本事業は、平成 19 年 7 月より第 1 分類事業として環境影響評価の手続を行ってきたが、横浜市環境影響評価制度の改正に伴い、第 2 分類事業に該当することとなった。本事業に対しては、横浜市環境影響評価条例施行規則 (以下「規則」という。) の附則第 15 項から第 17 項の経過措置が適用されるため、第 2 分類事業判定届出書が提出されたものである。

当審査会は、規則第15条第1項に定める基準に照らし、みなとみらい21中央地区において高層建築物を建設する本事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとはいえないと考える。

なお、事業の実施にあたっては、事業者である三井不動産株式会社は、これまでに行った環境影響評価手続の中で行うこととした環境保全措置等を確実に履行する必要がある。また、今後の類似事業の計画検討にとって貴重な情報となることから、事業実施による環境影響の状況について、可能な限り明らかにすることが望ましい。

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

赤羽弘和

◎ 猪狩庸祐

池邊このみ

岡部とし子

奥真美

小熊久美子

北川淑子

工藤信之

後藤英司

小堀洋美

佐土原聡

○ 猿田勝美

高見澤邦郎

田中稲子

谷和夫

津谷信一郎

中村栄子

葉山嘉一

水野建樹

◎ 会長 ○ 副会長 五十音順 敬称略